| | |
|---|---|
| AO 令元＝ 0.01282<br>AO 令２＝ 0.01291<br>AO 令３＝ 0.00086 | AO 令元＝ 0.01283<br>AO 令２＝ 0.00064<br>AO 令３＝ 0.00086 |
| AO 令４＝ 0.00207<br>AO 令５＝ 0.00285 | AO 令４＝ 0.00207 |
| APn　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>AQ30 ＝ 0.01637<br>AQ 令元＝ 0.01282<br>AQ 令２＝ 0.01291<br>AQ 令３＝ 0.00086 | APn　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>AQ30 ＝ 0.01299<br>AQ 令元＝ 0.01283<br>AQ 令２＝ 0.00064<br>AQ 令３＝ 0.00086 |
| AQ 令４＝ 0.00207<br>AQ 令５＝ 0.00285 | AQ 令４＝ 0.00207 |
| ARn　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>AS 令３＝ 0.00144 | ARn　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>AS 令３＝ 0.00144 |
| AS 令４＝ 0.00345<br>AS 令５＝ 0.00475 | AS 令４＝ 0.00345 |
| ATn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに令和４年度及び令和５年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 | ATn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（宅地耐震化推進事業（特別分）及び盛土緊急対策事業（特別分）に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び令和４年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 |
| AU 令４＝ 0.00353<br>AU 令５＝ 0.00479 | AU 令４＝ 0.00353 |
| AV 令４　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため令和４年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額（この表市町 | AVn　脱炭素化事業（病院事業並びに上水道及び簡易水道事業に係るものを除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち公営企業債の額に相当する額 |